

副会長 ただ今から総会を始めます。

局 長 これより議案について、ご審議を宜しくお願い致します。
議長につきましては、臼杵市農業委員会会議規則第7条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、議事に先立ち、最初に委員の定足数の報告を局長が致します。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数23名中、本日は全員出席となっており、臼杵市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告します。

議 長 次に議事録署名委員の選任ですが、私に一任いただけるでしょうか。

－ 「異議なし」 の声あり－

議 長 それでは、議席番号4番 鶴田 茂資郎 委員 10番 赤峯 勝幸 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入ります。議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権を設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。
平成29年4月4日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号1、田 19 m² を譲り受け、排水路用地として利用するものです。

番号2、畑 238 m² を譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。昭和50年頃より申請地の一部が進入路用地と

して利用されており、今後も引き続き進入路用地として利用するもので、審議案件となり始末書が添付されています。農地の区分は3種農地となっております。

番号3、田 952 m² 外1筆 合計 1,474 m² を譲り受け、太陽光発電用地として利用するものです。平成4年から地元地区の行政によりゲートボール場として利用されてきたため、審議案件となり始末書が添付されています。農地の区分は3種農地となっております。

番号4、畑 135 m² 外14筆 合計 5,241 m² を賃貸借権の設定により譲り受け、太陽光発電施設用地及び進入路用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となっております。

番号5、畑 82 m² 外1筆 合計 478 m² を賃貸借権の設定により借り受け、太陽光発電施設用地及び進入路用地として利用するものです。農地の区分は3種農地となっております。

番号6、畑 192 m² を賃貸借権の設定により借り受け、資材置場用地として利用するものです。平成26年からすでに資材置場として利用されていたため、審議案件となり始末書が添付されています。農地の区分は3種農地となっております。

番号7、畑 400 m² 外1筆 合計 465 m² を譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。申請地2通のうち714-3畑 65 m² については、昭和55年頃からすでに道路用地として利用されてきたため、審議案件となり始末書が添付されています。農地の区分は2種農地となっております。

以上7件の申請については、立地基準、一般基準のすべてを満たしていると考えられますが、本件についても別紙農地法第5条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5条申請7件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

姫嶋
委員

3月24日に川野委員と事務局、申請者の立会いのもと、現地調査を実施しました。議案第14号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。所有権を移転して、排水路用地として利用するものです。太陽光事業の拡大に伴い、排水路

の拡張が必要になったためです。申請地は1筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号2の申請についてです。所有権を移転して、一般住宅用地として利用するものです。申請地は1筆で、昭和50年頃から申請地の一部が進入路として利用されてきたため追認案件であり、始末書が添付されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号3の申請についてです。所有権を移転して、太陽光発電施設用地として利用するものです。申請地は2筆で、平成4年から、地区からの要請でゲートボール場として利用されてきたため追認案件であり、始末書が添付されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号4の申請についてです。賃貸借権を設定して、太陽光発電施設用地として利用するものです。申請地は15筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号5の申請についてです。賃貸借権を設定して、太陽光発電施設用地として利用するものです。申請地は2筆で、適切に管理されている土地です。審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号 6 の申請についてです。賃貸借権を設定して、資材置場用地として利用するものです。申請地は 1 筆で、平成 26 年から砂利等の資材置場として利用されてきたため、追認案件であり、始末書が添付されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号 7 の申請についてです。所有権を移転して、一般住宅用地として利用するものです。申請地は 2 筆のうち 1 筆が昭和 55 年頃から里道の拡張に伴い道路として利用されてきたため、追認案件であり始末書が添付されています。審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。以上のことから農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5 条申請 7 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いいたします。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

足 立
委 員 　番号 1 は前に出てなかったか。

次 長 　3 か月前、農業振興地域除外の案件として出ておりました。農業振興地域の除外が終わりましたので、今回、転用申請をされたということです。2 回目です。

足 立
委 員 　ハウスは壊したのか。

次 長 　壊しています。

足立
委員 はい、わかりました。

議長 他にありませんか。

－質疑なし－

議長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議長 次に、議案第15号 非農地証明願いについて事務局より説明及び報告をお願いいたします。

次長 議案第15号 非農地証明願いについて 非農地証明願いの提出が下記のとおり、あったので提案する。

平成29年4月4日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

番号1、畑 535 m²については、長い間耕作されず、雑木等により非農地化した土地です。許可基準は③の森林化して農地に復元することが困難な農地に該当します。

番号2、畑 62 m² 外6筆 合計 2,604 m² については、長い間耕作されず、雑木等により非農地化した土地です。許可基準は③の森林化して農地に復元することが困難な農地に該当します。

番号3、田 400 m² 外1筆 合計 482 m² については、長い間耕作されず、雑木等により非農地化した土地です。許可

基準は③の森林化して農地に復元することが困難な農地に該当します。

以上、非農地証明願い3件についてご提案申し上げます。

議 長 　ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

柳 井
委 員 　非農地にして3ヶ月後に場所的、数値的に見れば太陽光（発電施設）ができるのでは。

次 長 　事務局から全体像として説明したいと思います。5条申請と今回の非農地航空写真の黄色部分が、農地法第5条申請があった所です。赤で色塗りした所は、非農地範囲を示した土地で、今回、非農地証明願いを出した所については、赤の囲みの所となっております。非農地農地に該当しない土地でしたら太陽光施設とかに転用はできることはあるのかと思っています。今回については、太陽光発電用地にこれを建てるということになっています。全体としては以上となっています。

議 長 　他にありませんか。

柳 井
委 員 　今、申請に出た土地については、誰か農業委員さんが立会いをしたのですか。

遠 藤
委 員 　事務局としての立会いはしていませんが、私の方で個人として（委員として）確認はしております。今言った様にこの一帯は荒地化している状況ですので許可可能と思います。

足 立
委 員 　この土地は谷であったが工事をするのでもってきた。花を植えるためです。また、荒地でイノシシが出て反別が広い土地です。現地の農業委員さんに聞かないで事務局に任せればと言ったのが私なので、私も責任を感じている。

是非ともよろしくお願いいたします。

議 長 他にありませんか。

柳 井
委 員 白杵は農業委員が過去個人的に立会うのが慣例になっている。やっぱり農業委員会の事務局から非農地にするんだと通知を出して公の調査をしていただきたいと思います。なぜかと言うと、往々にして4条申請等についても、まったく農業委員さんのお話が無くて出席されている事があるのですが、やはり基本的には農業委員さんが自分の目で見確認して、非農地にするかの判断を事務局の方で「こういう土地を非農地にしたい」という事になれば、当然担当農業委員さんに相談して答えを出してくれればありがたいと思っています。

議 長 地元の農業委員さんは確認しているのか。

遠 藤
委 員 確認しています。今回の申請の中で議案が届き次第次の日に確認をして貰っています。

議 長 他にありませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第15号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第15号 非農地証明願いについては、原案どおり承認いたしました。

た。

議 長 次に、議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおり、あったので提案する。平成 29 年 4 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 足田忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 4 号）「平成 29 年 4 月 4 日公告予定」です。1 ページをご覧ください。この利用権設定集計表は平成 29 年 3 月末までに申し出がありました白杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、21,476 m²、16 筆です。

畑については、12,844 m²、8 筆です。

合計面積は、34,320 m²、24 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 15 人に対しまして、借り手は 12 人となります。2 ページ以降については白杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。以上、簡単ではございますが、平成 29 年 4 月 4 日公告予定の農用地利用集積計画（第 4 号）について、ご提案申し上げます。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 17 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いします。

次 長 議案第 17 号農用地利用配分計画案の意見聴取について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。

平成 29 年 4 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

今回は、2 件の配分計画案の意見聴取をお願いします。

別冊資料の 1、2 ページをご覧ください。田 1 筆合計約 5a を配分するものです。借受人は隣接地もすでに農地中間管理事業から利用件設定しています。賃料は、地権者との合意に基づき、使用貸借の設定となっております。

次に 3 ページ以降をご覧ください。畑 2 筆 合計約 37a、畑 1 筆 約 31a を配分するものです。賃料は、借地の経営作物によって異なり、畑 2 筆 合計約 37a では反当 14,000 円、畑 1 筆 約 31a では経営作物が大麥若葉で反当 10,000 円となっております。地権者との合意をしております。

以上であります。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 17 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 18 号 農業振興地域整備計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 議案第 18 号 農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定により、意見を求められたので提案する。平成 29 年 4 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田忠公

これにつきましては、主管課が農林振興課となりますので農林振興課より説明を求めたいと思います。

上 田

主事補 みなさんこんにちは。農林振興会の上田です。すみません、座って説明させていただきます。

資料の箇所番号 1 から説明させていただきます。農地は、畑 面積 1,190 m²です。承認を受ける用途は、太陽光発電用地となっております。変更の理由としましては、転用者は、再生可能エネルギーからの電力販売を計画しており、太陽光パネル設置による発電所の候補地を探していたが、申請地以外では転用不可の土地しか見つからず該当地を選定したものです。また、周囲の住民からも理解を得ることが出来ており、周囲の農地への影響もないものと考えられます。申請地は、南側に面する道路より 3m 以上高地にあり、その上り面になっており、利用状況も現在は一部のみの耕作であり、今後も効率的な生産も見込めない状況にあるため、農用地利用計画の変更（除外）はやむを得ないものと考えられます。パネルの枚数は 312 枚となっております。

続いて次のページ箇所番号 2 について説明をさせていただきます。農地は、田 面積 264.39 m²となっております。承認を受ける用途は、一般住宅用地となっております。変更の理由としましては、転用者は、現在アパートに家族 4 人で住んでおりますが、子どもの成長につれ、手狭となったため住宅建築を計画しました。申請地以外の場所も検討いたしましたが、他の候補地では交通環境や子どもの通学、災害時における安全面などの希望条件に合わず、当該地が最適と考え選定したものです。当該地は、西側が市道（野田 6 号線）、南側も市道（野田 5 号線）になっており、東側は宅地に面していることから周辺農地への支障はないと考えられ、利用状況も家庭菜園のみであり、今後も効率的な生産も見込めない状況にあるため、農用地利用計画の変更（除外）についてはやむを得ないものと考えられます。

机の方に置かれた資料 「議案第 18 号 農業振興地域整備計画の変更について資料」と書かれた紙をご覧ください。こちらの方が農地法第 13 条の 5 要件の適合性を受けたものです。それぞれの内容はお時間の都合で説明ができないのですが、ア、イ、ウ、エ、オの 5 つが要件となっており、箇所番号 1、2 共に 5 要件に該当しないのとも考えますので、今回、農振除外の申請の受け付けをしております。皆さんの審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、事前に現地確認をしていただいておりますので、担当委員さんより報告をお願いいたします。

姫 嶋

委 員 3月2日に現地調査を実施しました。箇所番号1については、賃貸借権を設定して、太陽光発電設置用地として利用するものです。申請地の道路ののり面になっており、生産性が見込めない農地です。隣接地に農地は無い事から周囲の影響は最小限と考えられます。また、申請者から連絡があり農地転用の確実性もあることから今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。委員皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

川 野

委 員 3月2日に現地調査を実施しました。箇所番号2については、所有権を移転して、一般住宅用地として利用するものです。申請地は宅地が隣接しており、周囲の影響は最小限と考えられます。また、申請者から連絡があり農地転用の確実性もあることから今回の農振除外はやむを得ないものと考えます。委員皆さんの慎重な審議をお願いいたします。

議 長 箇所番号2は黒塗りが違っていますか。

上 田

主事補 この箇所番号2というのは、まだ登記を終わっていないところです。地番に色を塗っているだけで、この中の一部です。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—質疑なし—

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第 18 号 農業振興地域整備計画の変更について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 18 号 農業振興地域整備計画の変更については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 19 号 農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定について、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 13 ページをお開きください。議案第 19 号 農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定について、農地法第 3 条第 2 項第 5 号による農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定を別紙のとおり定めたいので提案する。
平成 29 年 4 月 4 日 白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

次のページをお開きください。農地法第 3 条第 2 項第 5 号による農地の所有権等を取得しようとする下限面積を下記のとおり変更し、公示するものとする。記 現行 白杵地域の区域 30 アール、野津地域の区域 50 アールを変更後、白杵地域全体としまして 30 アールと定めたものです。理由 農地法第 3 条第 2 項第 5 号により農業委員会が農林水産省で定める基準に従い、別段の面積を定めることができるという理由から今回の変更となったものです。以上です。

議 長 ただ今の説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。これより議案第 19 号 農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定について、採決を行います。本件を原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 農地の所有権等を取得しようとする下限面積の設定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 17:00）